

うきうき 活力と魅力あふれる まちづくり



豊かで活力あふれるまち になると

- (1) 産業
 - ①商工業・港湾
 - ②雇用環境
- (2) 農林水産業
 - ①農業
 - ②畜産業
 - ③林業
 - ④水産業
 - ⑤公設地方卸売市場



伝えたい 魅力あふれるまち になると

- (1) 観光
- (2) シティプロモーション
- (3) 国際・国内交流
- (4) 文化財

(1)産業 (①商工業・港湾)

01 産業の振興と経営基盤の充実強化

～地域の商工業が活力を生み出すまち～

現況と課題

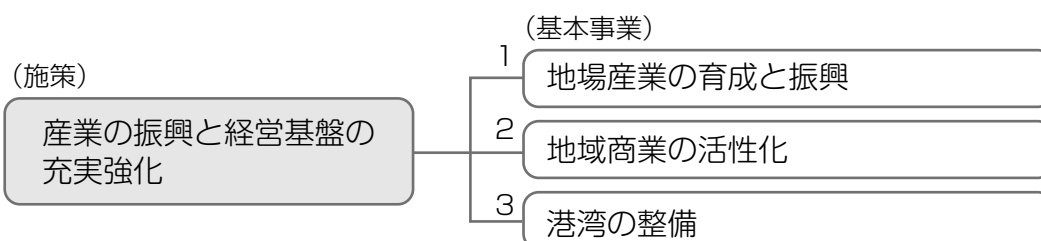
- 1 工業の現況は、平成26年(2014年)工業統計調査によると、4人以上の事業所では、事業所数120か所、従業者数4,425人、製造品出荷額等2,845億1,515万円と平成21年(2009年)に比べ、製造額は約倍増していますが事業所数、従業者数ともに減少しています。製造額が増えているのは、大規模な企業が立地したことによる製造量の増加によるところが大きいと考えられます。
ただ、事業所数、従業者数ともに減少していることから企業全体的には長期の景気の低迷や国際間競争の激化などにより体力を落としつつあり全体的には厳しい状況であることが推測され、こうした課題への対応が急務となっています。
- 2 商業の現況は、平成26年(2014年)商業統計調査によると、卸小売業では、商店数562店、従業者数3,128人、商品販売額600億400万円と平成19年(2007年)に比べ、商店数、従業者数、商品販売額全てにおいて減少しています。飲食店の推移は、平成26年(2014年)経済センサス-基礎調査によると、商店数289店、従業者数1,404人と平成18年(2006年)事業所統計調査に比べ、商店数は減少、従業員数は増加しています。
- 3 全体的にこの数値をみると厳しい商況であり、これまで商店街や小売等の地域に根差した商店を中心に市内の購買ニーズに应运してきたものが、消費者ニーズの多様化等を背景にネットショップ、郊外型大型店舗、全国チェーン店舗などでの購入が増え、店舗の老朽化や後継者不足などとも相まって、既存の商業施設を取り巻く環境が今後ますます厳しさを増していくことが予測されています。
- 4 商業は、豊かな消費生活を提供するだけでなく、まちの賑わいや活力を生み出すものとして、まちづくりの上で重要な位置を占めています。また、工業は地域における経済面での貢献はもとより、雇用の場としても重要な役割を担っています。
- 5 これまで本市では、商工業振興を商工会議所・商工会との連携のもと、経営の近代化や企業支援となる各種施策を展開してきました。既存中小企業の活性化を図りながら新たな産業の発展を促進するためには、これまで蓄積された技術や人材、また、本市の恵まれた立地や豊かな地域資源を有効に活用した地域内発型産業の創出を図るとともに、中小企業の経営安定化や新たな分野への進出など、前向きな事業展開を支援する必要があります。

基本方針

本市で現在実施しているエコノミックガーデニングの手法により、企業誘致だけに頼るのではなく、地域の中小企業が成長することによる地域経済活性化をめざします。

また、「鳴門市中小企業振興基本条例」に基づき、地域の活性化と持続的な地域経済の発展を促進するため「産学公民金」で相互連携しながら、企業が活動しやすく成長できるような環境を作るために、地元中小企業ニーズを反映させた各種施策を展開していきます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 地場産業の育成と振興

(1) 産業振興体制の構築

「鳴門市中小企業振興基本条例」の趣旨に基づいて連携会議等を開催し、各分野からの意見を各種施策に反映させていくことにより中小企業を振興するための地域体制を構築していきます。

(2) 創業・事業拡大への支援

平成 27 年（2015 年）度策定した「鳴門市創業支援事業計画」に基づき、製造業をはじめ卸・小売業、サービス業など幅広い分野での創業を支援するとともに、中小企業の積極的な事業拡大への取り組みに対し市独自の支援制度を創設します。

(3) 地域資源の活用による振興

地域資源の再認識とさらなる活用促進を図るため、企業や各関係団体と連携して本市の特徴を活かした商品の開発や地場製品の販路拡大を推進していきます。

(4) 新たなビジネス展開

ビジネスプランコンテストを開催し、優れたビジネスの実現に向けた必要な支援を行うなど、鳴門での産業創出を促進します。また、鳴門の特産品をより全国へ PR し、販売を促進するため、ネットを活用した販売等の支援を行います。

2 地域商業の活性化

地域の特性を活かした魅力ある商店及び商店街づくりのため、商工会議所など関係機関との連携を図りながら、商店街組織の機能強化や意識向上を図るとともに、イベント等の

取り組みを支援することにより地域商業の活性化を進めていきます。

3 港湾の整備

(1) 港湾施設の整備

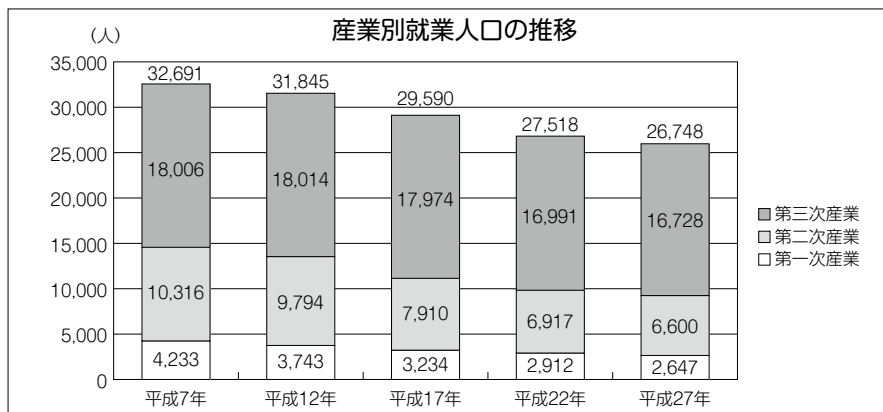
瀬戸内海の自然や歴史を生かした広域的な港湾ネットワーク形成をめざすとともに、港湾機能の整備充実、都市環境の改善を促進します。また、港湾などにおける秩序ある水域利用に努めます。

(1)産業 (2)雇用環境
02 雇用の安定

～いきいきと働き、安定した生活ができるまち～

現況と課題

- 1 本市の有効求人倍率は、1倍以上で推移しており、指標の上では雇用環境は安定していますが、非正規雇用の増加や医療介護部門や建設部門などにおける慢性的な人材不足など、業種による需給の偏りが依然存在しています。
- 2 これら直近の課題とともに、長期的な観点からは、少子高齢化の進行により、特に中小企業においては、将来的な労働力不足が予測されます。
- 3 若者の多くは、有名企業への就職を希望する傾向がありますが、将来を担う本市の若者に就職先として地元企業にも目を向けてもらえるような取り組みを進めていく必要があります。また、こうした地元企業への取り組みとともに、地域の空洞化を防ぐため、市内に増えつつある空き店舗などを活用したサテライトオフィスを含めた中小規模の企業誘致について推進していく必要があります。
- 4 産業の振興や活力ある地域経済を維持していくためには、こうした課題を解消し、真に安定した雇用環境を創出していく必要があります。



(注) 各年分類不能があり、内訳を足し合わせても総数に一致しない。(資料：総務省「国勢調査」)

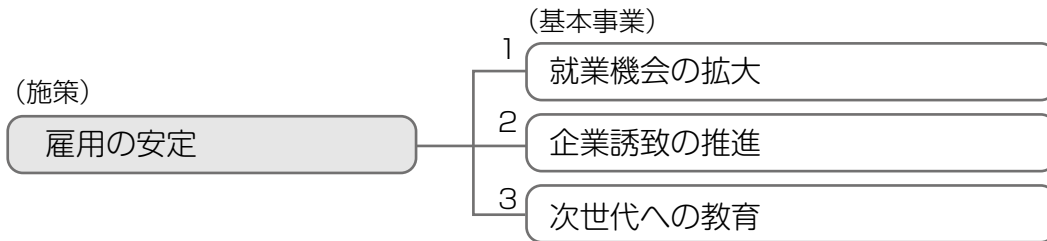
基本方針

徳島労働局と平成26年(2014年)度に締結した「鳴門市雇用対策協定」に基づき、雇用環境の改善に連携して取り組むため、各種施策を推進していきます。

企業誘致による雇用拡大を図るため、誘致できる公有地や民有地等の情報収集に努めるほか、事務所の新設・増設等への優遇制度の充実を図ります。

児童及び生徒の勤労観の醸成、働きやすい環境整備や労働条件の向上等について商工会議所や商工会と連携しながら事業所への啓発を行うとともに、将来を担う子ども達への施策等を積極的に推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 就業機会の拡大

(1)雇用機会の確保と雇用の促進

「鳴門市雇用対策協定」に基づき、就職面接会や企業案内などの施策を実施するとともに、本市中小企業振興施策の展開により地元企業が成長することによる雇用機会の確保や拡充を図ります。

2 企業誘致の推進

(1)中小企業誘致の推進

大規模な工場の誘致については、市有地用地での対応が現状困難であり、今後は民有地、特に市内空き店舗などを活用したサテライトオフィス誘致など、中小規模の企業誘致を軸として、その誘致に努めます。

(2)企業誘致制度の充実

「企業立地奨励条例」における各種優遇措置などを中小企業の積極的経営を支援する観点から、適用条件などを見直すとともに、立地企業を対象とした雇用促進に直結する奨励制度の創設を検討します。

(3)新たな商業施設等の誘致の研究

まちの賑わいと安定した雇用環境の創出に向けて、地方創生の拠点となる新たな商業施設や観光複合施設の誘致等について研究を進めます。

3 次世代への教育

(1)児童及び生徒の勤労観等の醸成

次世代を担う児童及び生徒が将来社会人や職業人として自立できるよう、中小企業団体や教育機関等と連携したインターンシップ*事業など、地元企業への理解を深める機会を充実させることにより勤労観や職業観の醸成に努めるとともに、人材の育成に努めていきます。

(2)農林水産業 (①農業)

03 農業の振興

～担い手が活躍し、ブランド力を備えたまち～

現況と課題

1 本市の農業は、作物の栽培に適した砂地畑や肥沃な土壤に恵まれ、特産のかんしょ・大根・れんこん・らっきょう・日本梨などを中心に、高品質で収益性の高い作物の栽培を行い、安定した経営が行われています。また、これらの作物の生産高は県全体の50%以上を占めるなど、全国的にみても優良な産地を形成し、京阪神地域や首都圏などの大消費地を中心に安定供給することにより、高い評価と市場占有率を得ています。

2 近年の農業情勢は、生産者の高齢化や後継者不足を要因とした担い手の減少にともなう遊休農地の増加、また、輸入農産物の増加や消費の伸び悩みにもなう販売価格への影響などの課題に加え、消費者の「食」に対するニーズの多様化や安全性への要求が強まっています。このため、高度な生産・出荷管理と消費者の要求に対応できる農産物供給体制の確立を図ることが急務となっています。

そこで、より安全で高品質なものを将来にわたり生産し、付加価値を高め、さらなるブランド力の向上を実現するためには、農業者や農業団体、行政が一体となり、高度な生産技術の次世代への継承と販売戦略の強化、変化する社会経済情勢に対応できる先進的経営者の育成を図っていくことが必要となっています。

3 農業用水については、都市化・混住化の進展及び生活様式の変化にともなう水質の悪化と、地下水の過剰な汲み上げにともなう地下水の塩水化、地盤沈下による排水不良など、利水環境が悪化しています。また、未整備の農道や用排水路、老朽化した取水・排水施設も多く、施設機能の維持が難しくなっており、農業生産性の向上を阻害する要因となっています。

このため、農道・かんがい排水施設などの農業基盤整備を推進することにより、土地利用の高度化を図り、生産性の高い農業経営を確立し、魅力ある農村の振興を進める必要があります。

■農家数の推移

(単位：戸)

	総農家数	自給的農家	専業農家	兼業農家	兼業農家	
					第一種	第二種
平成 2年	2,185	—	666	1,519	409	1,110
平成 7年	1,958	387	533	1,038	443	595
平成 12年	1,823	374	465	984	397	587
平成 17年	1,669	413	492	764	326	438
平成 22年	1,551	422	528	601	252	349
平成 27年	1,441	403	563	475	188	287

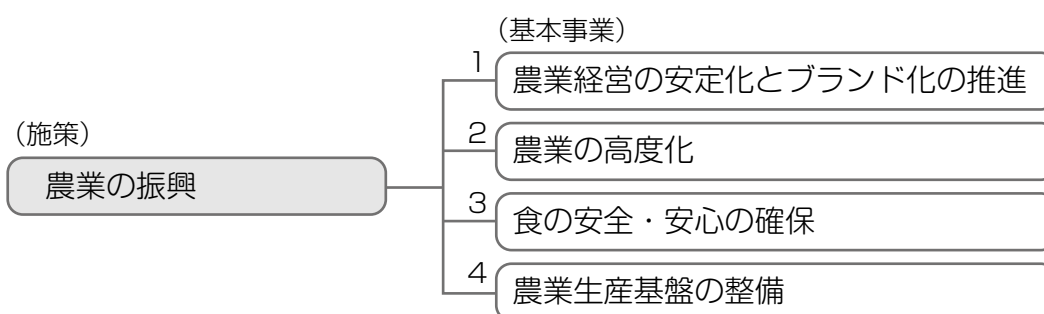
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

基本方針

地域農業における将来の多様な担い手の確保・育成と遊休農地の解消や農地の効率的利用の促進と農業の高度化に努めるとともに、持続性の高い農業生産を確立し、農業経営の安定化を図ります。

また、消費者の信頼を高めるため、農産物の鳴門ブランドを確立し、高品質で安全・安心・安定的な市場供給を行うことを基本とした農業生産・販売体制を確立します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 農業経営の安定化とブランド化の推進

(1) ブランドの確立

- ①安全・安心な農産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、農協、農業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ②農産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究、開発に努めるとともに、起業を支援します。
- ④「コウノトリブランド」を立ち上げ、環境に配慮した農業生産に取り組むエコファーマーを対象とした農作物の認証制度を創設し、農作物のより一層のブランド化を推進します。

(2) 多様な担い手の確保・育成

- ①営農意欲の高い農業者に対し、優良農地の集約化や技術・経営情報の提供、営農資金の充実などを行うことにより、認定農業者など経営感覚に優れた農業経営者や農業生産法人など中核的担い手の確保・育成に努めます。
- ②新規就農希望者への支援・養成や担い手への農地などの情報の提供や情報収集、あつせんに努めます。
- ③女性や高齢者の持つ感性・知識・経験などが発揮できる活力ある農業を促進します。
- ④地域に適した作物の栽培を農業支援センター、地域農業者などと連携し推進します。
- ⑤農業後継者のパートナー対策を推進します。

(3) 優良農地の確保と活用

- ①農業振興地域の整備に関する法律・農地法・農業経営基盤の強化の促進に関する法律

の適切な運用を行い、集団的な優良農地の確保に努めます。

- ②農地管理情報データベースを利用し、利用権の設定や売買を推進し、農地利用の効率化に努めます。
- ③農地の遊休化を抑制するため、地域農業者や農業団体と調整しながら、農業生産法人や集落営農などの促進や多面的な農地の活用に努めます。
- ④農地の保全及び利用率の向上を図るため、土地基盤整備を促進します。

(4)生産資材の安定確保

砂地畑農業の維持には、連作障害対策として手入れ砂を補給する必要があるため、試験研究機関と連携しながら産地維持対策としての代替砂の研究・実証栽培試験に努めるとともに、将来にわたる手入れ砂の確保について、国・県などの関係機関に要請していきます。

(5)農業団体の再編・強化

地域農業団体の中核となる農業協同組合は、農業を取りまく社会・経済情勢の変化に対応するための組織体制の充実を図ることが求められており、より一層の事業強化、組織体制の充実に向けての取り組みを推進します。

2 農業の高度化

(1)農業施設等の整備

- ①農作業の効率化を図るため、集出荷施設などの整備を推進します。
- ②農作業の軽減や低コスト化を図るため、機械化・省力化技術の導入を推進します。

(2)流通販売体制の整備

- ①需要動向に即した生産・出荷を行うため、市場情報や消費者ニーズの迅速な収集伝達機能や流通業務施設などの整備拡充を促進します。
- ②農産物の鳴門ブランドの確立やイメージアップに取り組み、高速道路網整備や高度情報化社会に対応した販売体制の強化と情報発信及び販路の拡大を支援します。
- ③農産物が市内で効率的に流通する地産地消*への取り組みを支援します。

(3)先端技術の導入

既存技術の向上とバイオテクノロジーなどの先端技術を活用して、商品性と付加価値の高い農産物の生産展開を図るため、農業研究所をはじめ各研究機関などとの連携をとりながら知識集約型農業をめざし、新しい農業技術の開発や有望品種の導入促進に努めます。

(4)地域資源としての活用と新しい農業経営の研究

- ①産業として魅力ある農業を展開するため、農業の持つ多面性や潜在能力と伝統・文化・観光資源などの地域資源を包括的に活用しながら、都市住民との交流促進を図り、市民農園の整備促進や観光農業など体験農業の推進に努めます。
- ②農業への理解を深めるため、農作業などを農業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験農業としての学習機会の提供に努めます。
- ③農業の六次産業化*や農商工連携への取り組みを推進し、付加価値の拡大や新ビジネスの創出による地域農業の高度化を図ります。

3 食の安全・安心の確保

(1)環境にやさしい農業の推進

- ①農薬の適正かつ安全な使用について、関係機関・関連団体との連携を図りながら農業者への指導を行うとともに、土づくりを基本とした有機・減農薬農業を推進し、化学

肥料・農薬などを減らした持続性の高い栽培技術の普及・定着を進めます。

- ②高収益を見込める作物の導入促進と土づくりを含めた利用技術の確立を図り、高付加価値型農業・生産性の高い農業を推進します。
- ③農業用使用済みプラスチックフィルムや農業生産等において使用された農薬の容器などの農業生産資材廃棄物は、環境保全上の支障を生ずることがないように適正な処理に努めます。

4 農業生産基盤の整備

(1)農道の整備

県道・市道との調整を図りながら、地域農業振興の基本となる幹線農道の整備を推進するとともに、輸送労力の節減や営農の効率化を図るため農道整備に努めます。

(2)用排水施設の整備

農業用水の水質改善と安定的確保及び自然配水区域の拡大、用排水分離による耕地の汎用化と塩害防止を図るため、国営農地防災事業・地盤沈下対策事業・ほ場整備事業・国営附帯農地防災事業などを推進し、用排水施設を整備することにより優良農地の整備・確保に努めます。

(3)農村環境の整備

農業・農村の多面的機能が適切に発揮できるよう、それぞれの地域にあった共同活動を支援するとともに、集落道と生活排水処理施設の整備を推進します。

(4)農地の防災保全

農地災害を未然に防止するため、排水機場・ため池等整備事業などを推進し、防災・保全施設を整備します。

また、国及び県の補助事業を活用し、施設の適正な管理体制の強化や長寿命化を図ります。

(2)農林水産業 (②畜産業)
04 畜産業の振興

～安全・安心な畜産物を提供できるまち～

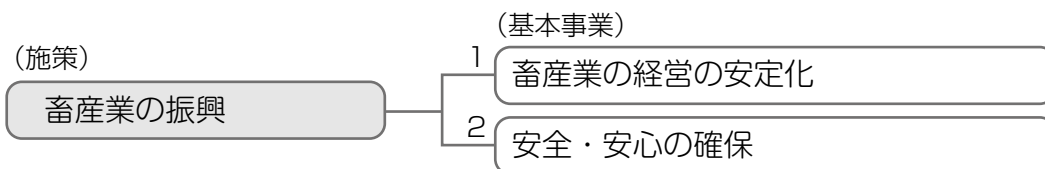
現況と課題

- 1 畜産は、国際的な競争が激しくなるなか、BSE（牛海綿状脳症）*、鳥インフルエンザの発生などに端を発し、消費者の食の安全・安心に対する関心は高まっていることから、より一層生産者の安全管理体制の強化が求められています。
- 2 効率的で生産性の高い経営を行うためには、生産コスト削減を図りながら、経営規模の拡大や飼料の自給率向上をめざすなど、経営の効率化を進める必要があります。また、家畜排せつ物などの有効利用と環境問題の解決が大きな課題となっています。

基本方針

畜産業においては、効率的で生産性の高い畜産経営を行うための知識や技術の普及を図り、消費者の求める安全で安心できる良質な畜産物の生産とトレーサビリティ・システム*（生産・加工・流通履歴管理システム）を確立するとともに、環境保全確立のための施設を整備し、家畜排せつ物の適正な処理と有効利用を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 畜産業の経営の安定化

(1)畜産農家・耕作農家の連携促進

規模の拡大や飼料自給率の向上を図り、生産性の高い畜産経営を振興するとともに、畜産農家における家畜排せつ物の適正処理と耕作農業の地力増強を図るため、畜産農家・耕作農家の連携による有機肥料の生産や土づくりを促進します。

2 安全・安心の確保

(1)生産・販売管理の強化

食の安全・安心が求められており、トレーサビリティ・システムによる畜産物の生産管理を畜産農家や流通業者等と協力しながら推進することにより、消費者にとって安全・安心な畜産物の提供に努めます。

(2)農林水産業 (③林業)
05 林業の振興

～豊かな自然と共存できるまち～

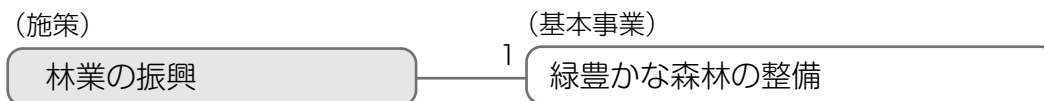
現況と課題

1 本市の林野面積は、7,064ha であり、市総面積の約 52%を占めていますが、気候及び地質など自然条件は森林の育成には適していないのが現状です。しかし、治山治水などの防災機能、水資源のかん養、生活環境の保全、地球温暖化*防止機能など、森林には公益的な機能が大きく、また、観光資源としても重要な要素であり、継続的な維持管理が必要です。

基本方針

森林は木材や林産物の生産という経済面だけでなく、災害防止や生活環境の保全、また観光資源など多様な機能を持ち、市民の生活に重要な役割を果たしていることから、自然環境に配慮しながら、森林の保全・整備に努め、有効活用を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 緑豊かな森林の整備

(1)森林資源の保護・保全と適正利用

- ①森林などについては、水資源のかん養・自然環境保全・防災などの公益的機能に配慮するとともに、快適で潤いのある住環境を創出・確保するための緑地として、機能の保全と適切な利用を図ります。
- ②松食い虫被害については、森林病虫害等防除事業を活用し、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。

(2)野生生物との共存・共生

- ①有害鳥獣による農産物等への被害対策として、継続的に捕獲檻や電気柵等防護柵の設置を進め、個体数の調節を図りながら被害の抑制に努めます。
- ②侵入防止用防護柵の設置を行う営農組合に対し補助を行うなど、野生生物との棲み分け・共存を図ります。

(2)農林水産業 (④水産業)
06 水産業の振興

～鳴門ブランドで飛躍するまち～

現況と課題

- 1 本市の水産業は、播磨灘・小鳴門海峡・紀伊水道という漁場環境の異なる3漁場を中心に、定置網漁業・小型底曳網漁業・一本釣り漁業・養殖漁業など多様な漁業経営が行われています。その中でも、鳴門鯛は特産品として広く全国に知られており、また、鳴門わかめも食材として全国の消費者から愛用され、本市の漁業生産額に占める割合は大きい状況にあり、付加価値を高め、一層のブランド化を図っていく必要があります。
- 2 近年、海洋汚染による漁場環境の悪化や水産資源の枯渇により漁獲高が減少しており、掃海事業による漁場機能の回復、人工魚礁や投石による漁場整備、クルマエビ・ヒラメなどの種苗放流などの対策を講じています。また、漁業従事者の高齢化や後継者が減少しており、後継者の育成が大きな課題となっています。
- 3 経営基盤の安定・強化を図るため、漁業協同組合の連携による販売力強化や水産関連施設の集約化などが求められており、また、観光漁業や産直市、六次産業化*などの新たな取り組みを検討し、これまで以上に市場開拓や販路拡大を推進することが必要です。
- 4 本市の漁港は、県管理漁港の4港と市管理漁港の8港がありますが、漁港施設の多くで老朽化による機能低下が進んでいます。安全・安心な水産物供給体制づくりを推進していくために、漁港施設を機能強化し、従来に比べて効率的な補修更新を行うために、条件に合う漁港の水産基盤ストックマネジメント事業を計画する必要があります。

■漁業経営体等の推移 (単位：経営体、人、隻)

		平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
漁業経営体数		500	435	382
漁業就業者数		752	657	561
漁船隻数	無動力船隻数	18	8	1
	船外機付船隻数	465	455	454
	動力船隻数	385	333	286

(資料：農林水産省「漁業センサス」)

■漁獲量の推移 (単位：トン)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
漁獲量 (養殖以外)	1,066	1,153	1,086	929	808
養殖収穫量	9,978	9,868	10,240	9,367	9,515

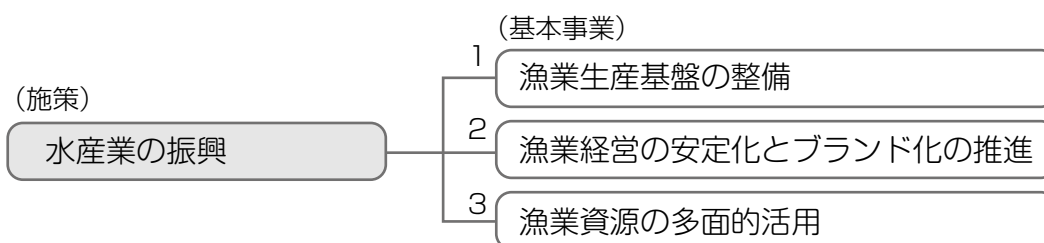
(資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」)

基本方針

漁業資源の保護・育成を目的とした資源管理型漁業の推進と漁業経営の安定化を図るため、施策を展開します。また、水産物の鳴門ブランドの確立を図るとともに、消費者が求める新鮮で安全・安心・安定的な市場供給や販売体制づくり、後継者確保のため若手漁業者の育成を促進します。

漁業資源の多面的活用と関係団体との連携・協力体制の確立に努めるとともに、漁業地域の活性化に資することを目的とした漁港の維持・補修を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 漁業生産基盤の整備

(1) 漁場の整備

- ① 掃海事業などを実施し、漁場機能の回復を図ります。
- ② 人工漁礁や投石による漁場の再生を図ります。

(2) 漁港の整備

水産基盤ストックマネジメント事業において、機能保全計画を策定し、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト*の縮減と同時に、海洋土木構造物の機能保全に対する知見が集積され、今後増大が予想される漁港施設の更新コストの縮減を図ります。

(3) 水産資源の保護管理

- ① 県水産研究課・栽培漁業センターとの連携による優良種苗の増養殖と種苗放流を推進し、資源管理型漁業を促進します。
- ② 魚介類の資源状況・需要動向に応じた適正な漁獲を促進し、漁業者自らが資源の保護と管理の徹底を図るよう関係機関とともに指導を進めます。
- ③ 養殖技術のより一層の改良や、生産コストの削減と赤潮などリスクの軽減対策の整備を促進します。

(4) 試験研究機関の連携

資源管理型漁業を推進するとともに、消費者の信頼と子どもたちの漁業に対する理解と関心を高める必要があるため、試験研究機関との連携強化を図ります。

2 漁業経営の安定化とブランド化の推進

(1) ブランドの確立

- ①新鮮で安全・安心な水産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、漁協、漁業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ②水産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究開発に努めるとともに、起業を支援します。
- ④漁協・加工事業者等と連携し、水産物の適正な表示等を図り、消費者に対する食の安全・安心の確保に努めます。

(2) 経営近代化の促進

- ①不安定な従来の獲る漁業から、つくり育てる漁業へのより一層の転換を促進するとともに、加工品などの特産品の研究・開発に努めます。
- ②省力機械の導入や共同利用施設の整備により、作業の効率化及び生産コストの削減に努めます。
- ③赤潮対策の情報体制を確立し、養殖漁業経営の安定化を図ります。

(3) 後継者の育成

- ①各種生産技術や販売手法の研修を行い、高収益な漁業の担い手の育成に努めます。
- ②若手漁業者団体の活動を支援し、担い手の育成に努めます。

(4) 漁業関連団体の育成

漁業協同組合の連携による販売力強化や水産関連施設の集約化を促進することにより、経営基盤の安定・強化を図ります。

(5) 流通販売体制の整備

- ①漁業生産物の鮮度保持による商品価値の向上を図るため、製氷・冷蔵・冷凍などの施設の改善・整備・拡充を促進します。
- ②地元に着した「産直市」などを通じて、地産地消*を推進するとともに、地域の活性化を図ります。

(6) 魚食普及による消費拡大

- ①漁業協同組合と連携し、ケーブルテレビを活用した海産物の料理番組の放映や料理教室、魚の捌き方教室を開催し魚食普及を推進します。

3 漁業資源の多面的活用

(1) 観光漁業の推進

漁港や海などの資源を生かし、遊漁船やマリンレジャーなど、レクリエーションの場としての施設整備促進に努めます。

(2) 体験学習の支援

漁業への理解を深めるため、漁獲や種苗放流などを漁業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験漁業としての学習機会の提供に努めます。

(2)農林水産業 (⑤公設地方卸売市場)

07 公設地方卸売市場の効率的運営

～新鮮で豊富な食材を届けるまち～

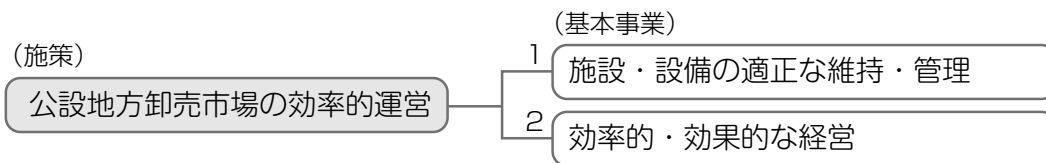
現況と課題

1 公設地方卸売市場は、昭和50年（1975年）5月の開設以来、本市や周辺地域の生鮮食料品の流通拠点として機能してきました。しかし、近年、量販店の進出や流通形態の多様化など市場を取り巻く環境は大きく変化しています。市場の管理運営については、これまでも見直しを行い、活性化を図るとともに、効率的な管理運営に努めてきましたが、施設の老朽化をはじめ、市場の取扱量の減少など経営状況は依然として厳しく、市場の将来のあり方について、さらなる見直しが求められています。

基本方針

公設地方卸売市場の効果的な管理運営を進めるとともに、施設の将来のあり方について検討を行い、見直しを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 施設・設備の適正な維持・管理

環境・衛生面に留意し、老朽化した施設・設備の適正な維持・管理に努めます。

2 効率的・効果的な経営

- ①卸売業者や仲卸業者など市場関係者の経営状況を把握し、社会状況の変化にあわせた指導を行うことにより経営の健全化を図ります。
- ②地域需要に適合した商品の充実、情報提供及び品質管理の徹底などを図り、市場機能の向上に努めます。
- ③消費動向と供給体制の変化をふまえ、卸売業者と仲卸業者それぞれが有効に機能できるよう努めます。
- ④市の環境行政に即応した、市場関係者の自己責任によるごみ分別と減量化を図ります。
- ⑤公設市場の将来のあり方について、運営審議会など市場関係者をはじめ市民の意見もふまえながら、経営方法の見直しを進めます。

(1)観光

01 観光・交流のまちづくり

～だれもが鳴門の魅力を発信できるまち～

現況と課題

- 1 観光を取り巻く環境は、全国的に少子高齢化時代を迎え、定着人口が見込めないなかで、地域ににぎわいを創出するためには、観光を通じて交流人口の増加を促すことが重要なテーマとなっています。そのためには、市民にとっても郷土に自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりをめざしていくことが大切であり、観光振興を推進するため、観光関連事業者や行政だけでなく、市民がいろいろな場面で観光・交流に関わり、市民の思いや活動を観光のまちづくりに活かすことが求められているとともに、観光関連団体との連携強化を図ることが重要です。
- 2 本市は、全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八箇所第一番・二番札所や大谷焼、大塚国際美術館などの歴史・文化資源、なると金時や鳴門わかめ、鳴門鯛などの新鮮な食材など、多くの観光資源に恵まれています。
- 3 しかし、高速交通網の整備などによる交通インフラの充実により、観光客の行動範囲がますます広がりつつあり、通過型観光に拍車がかかることから、滞在型の観光振興の推進が必要です。滞在型観光を促進させるためには、豊富な地域資源を活用した体験プログラム等特色ある観光周遊コースを設定するとともに、広域近隣市町と連携した広域的な観光振興を図るために魅力ある観光周遊ルートの開発等への取り組みが必要です。
- 4 また、地域間競争が激化するなか、広域エリアからのさらなる誘客を図るため、魅力ある観光資源を活かした観光ブランド化を推進するとともに、鳴門海峡の世界遺産化や国指定文化財への登録等をめざした取り組みを図ることが必要です。
- 5 国では中国をはじめとする東アジア諸国を最重点市場と位置づけ、効果的な海外プロモーション（ビジットジャパンキャンペーン）を展開するとともに、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした訪日外国人観光客の受入環境整備を推進しています。県においても、訪日リピーターの多い香港や台湾などのアジア市場をターゲットとし、本県の自然・伝統文化に触れる観光素材を活用した体験メニューの充実など各国の訪日観光ニーズをふまえた誘客や観光案内板等の多言語表記の促進などに取り組んでおり、本市においても、訪日外国人観光客へ向けた旅行商品の造成や旅行者の利便性向上のための受け入れ環境の整備など、多様な取り組みが求められています。
- 6 観光ニーズの多様化や個人旅行の形態が変化しているなか、本市は豊富な観光資源について、新たな情報発信ツールを開拓しPRを行ってきましたが、多様化する旅行者のニーズに応じるため、最新の情報を「いつでも」、「手軽に」入手することができるインターネットやSNS等による情報発信を更に強化する必要があります。

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

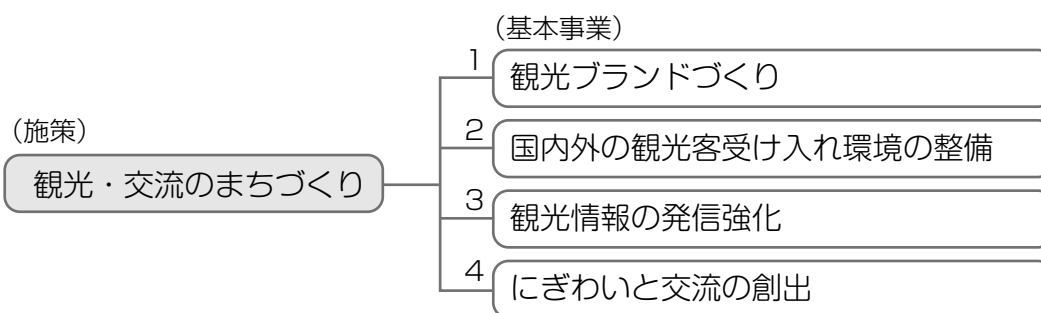
基本目標4

7 Jリーグチーム「徳島ヴォルティス」のホームタウンとして、プロスポーツを通じた交流人口の増加を図るため、関係団体や市民と連携し地域に密着したにぎわいを創出する取り組みが必要です。

基本方針

鳴門海峡をはじめとする美しい自然景観、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地、鳴門板野古墳群など悠久の歴史文化、阿波おどりに代表される伝統文化、新鮮で豊富な食材などの観光資源を観光ブランドとして推進するとともに、観光客の受け入れ態勢の整備を図ります。また、四国や瀬戸内周辺都市等との広域連携、中国やドイツとの交流を核とした訪日外国客の誘客、ロケやプロスポーツへの支援等を通して、訪れる人にとって魅力的であり、市民も自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 観光ブランドづくり

(1)観光資源を活用した事業展開

「鳴門板野古墳群」、「ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地」、「四国霊場」など悠久の歴史・文化資源に加え、本市を代表する「阿波おどり」、「納涼花火大会」など各観光イベントを活用し、関係団体との連携による多彩な事業展開をすることで、交流人口の増加をめざします。

(2)体験・滞在型観光への取り組み

阿波おどり、「第九」、大谷焼、農水産物の収穫など既存の体験交流の充実や新たな特色のある周遊モデルルートの開発と普及を図り、観光客の滞在時間の延長や宿泊につながる体験・滞在型観光の振興に努めます。

(3)郷土の食材を活かした料理等の普及

「なると金時」、「鳴門わかめ」、「鳴門鯛」などの地元の新鮮な食材を活用した料理並びに「鳴ちゆるうどん」等のご当地グルメの普及等を行います。

(4)ブランド力の強化

「鳴門海峡の渦潮」の世界遺産への登録をめざす取り組みを進めるとともに、市内観光

地の知名度向上を推進するため、関係団体と連携し、観光振興に努めます。

2 国内外の観光客受け入れ環境の整備

(1) 市民ぐるみの観光推進

多様化した旅行者の嗜好やニーズに対応する必要があることから、観光案内ができる「観光ボランティアガイド」を育成し、観光案内の要望に対応できる受け入れ環境の整備に努めます。

(2) 交通手段の利便性向上

ふるーあ鳴門等観光案内所における観光案内を充実させることにより、公共交通機関を利用する観光客への情報提供やきめ細やかな対応を行うとともに、バス事業者等との連携により、乗り放題チケットの発行など、利便性が向上するために必要な施策の取り組みを推進します。

(3) 外国人観光客等の誘客促進

- ① 中国やドイツとの交流実績を活かして外国からの観光客誘致を促進するため、観光案内板等の多言語化やガイドブックの作成など、地域ぐるみの受け入れ環境の整備を図ります。
- ② 中国人観光客の誘客促進を図るとともに、友好都市である中国・湖南省張家界市との観光・交流の拡大に向け、関係機関と連携した取り組みを推進します。
- ③ 観光庁が推進する「広域観光周遊ルート形成促進事業」を活用し、一般社団法人せとうち観光推進機構との広域連携により、関西圏から瀬戸内エリアへの周遊を促進することで、本市への訪日外国人観光客の誘客を図ります。
- ④ 平成32年（2020年）のオリンピック等の機会を捉えて、誘客の促進を図ります。

(4) ふるーあ鳴門の機能充実

高速鳴門バス停留所及び周辺エリア（ふるーあ鳴門）における観光客の利便性向上のため、観光情報センターでの案内サービスの充実に努めます。また、本州と四国並びに周辺地域を結ぶ高速バス交通の拠点づくりに努めます。

(5) 観光協会との連携強化

一般社団法人化された鳴門市うずしお観光協会が中心となり、行政と民間事業者がそれぞれの特性を活かした幅広い事業展開ができるよう、観光協会との連携強化を図ります。

3 観光情報の発信強化

(1) 観光情報提供の充実・強化

- ① 観光パンフレットの充実や観光情報サイト「鳴門 NAVI」について、さまざまな利用者の要望に対応できるよう、内容の充実や外国語での情報提供の拡充に努めます。
- ② 高速バス路線や航空路線で結ばれた地域、近隣府県での大規模イベント並びに県人会など効率的かつ効果的な観光客誘致キャンペーン等も含め、あらゆるネットワークを活用した情報発信を展開します。

(2) セールスプロモーションの実施

平成26年（2014年）度に導入された本四高速への全国共通料金制度を活用し、関西圏等をターゲットにした「観光・鳴門」をPRするさまざまなセールスプロモーションを展開するとともに、マスメディアを活用した情報発信を行うためテレビ番組等の口ケ誘致を積極的に行うことで、広く本市のPRに努めます。

4 にぎわいと交流の創出

(1) 広域観光交流の推進

四国の玄関口に位置する交流拠点都市として ASA トライアングル交流圏推進協議会や瀬戸内四都市広域観光推進協議会などとの広域連携を深めるなかで、サイクリングツーリズムの推進など、国内外の観光客に魅力のある観光メニューを提供します。

(2) プロスポーツとの連携

プロスポーツチームの集客力や情報発信力を活用し、地域のにぎわいを創出し、地域の活性化を図ります。

また、本市をホームタウンとするプロサッカーチーム「徳島ヴォルティス」との連携を強化し、イベントや地域交流事業を行うことにより、市全体の気運を盛り上げ観客動員の増加につなげるとともに、対戦チームのサポーターなど他県からの観光客の増加を図り、交流人口の増加を図ります。

(3) コンベンションの誘致促進

本州と四国との交通の結節点であるという地の利を活かし、会議や学会、スポーツ大会などのコンベンションを誘致し、市内への交流人口の増大及び地域経済の活性化を図ります。

(4) 市民参加型イベントの推進

鳴門の歴史・文化等を活用し、市民が参加しやすいイベントを開催することにより人と人が触れ合うことのできる交流の場づくりを推進します。また、市内で開催されているさまざまなイベント情報を集約し情報発信・PRを推進します。

(5) まちづくりエリアを活用した賑わいの創出

ボートレース鳴門敷地内の一角を民間に貸与し、温浴施設等の誘致によりまちのにぎわいづくりを行います。

(6) 四国のゲートウェイ（関所）化の推進

鳴門の強みを活かし、名実ともに四国のゲートウェイとなるよう、施設整備やイベント等の事業を展開し、交流人口の拡大を図ります。



徳島ヴォルティス



阿波おどり

(2)シティプロモーション

02 シティプロモーションの推進

～だれもが誇れるまち～

現況と課題

1 現在、鳴門市の人口が減少し、少子高齢化が進む中、社会動態においても、転入する人口より、転出する人口が多い状況となっています。そこで転入人口を増加させる施策を展開し、鳴門市の人口減少を緩和していく必要があります。

近年の全国的な地方移住に対する関心の高まりをみると、本市に移住希望者を呼び込むチャンスととらえることができます。また、移住の増加は、単なる人口の増加というだけにとどまらず、地域に新たな活力を生むことも期待されます。

2 本市には、観光資源をはじめ、歴史的な文化資源などさまざまな地域資源があります。平成30年(2018年)に迎える「第九」アジア初演100周年に向けて、アジア初演「なると第九」ブランド化プロジェクトを推進しています。また、平成27年(2015年)度からはシティプロモーションサイトの立ち上げをはじめ、さまざまな媒体を活用したイメージアップ事業を展開しています。

平成27年(2015年)4月には、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定する「日本遺産」の第1弾に四国4県と本市を含む57市町村で共同申請した「四国遍路～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」が認定されており、魅力発信や日本遺産を通じた地域活性化につなげる取り組みが進められています。

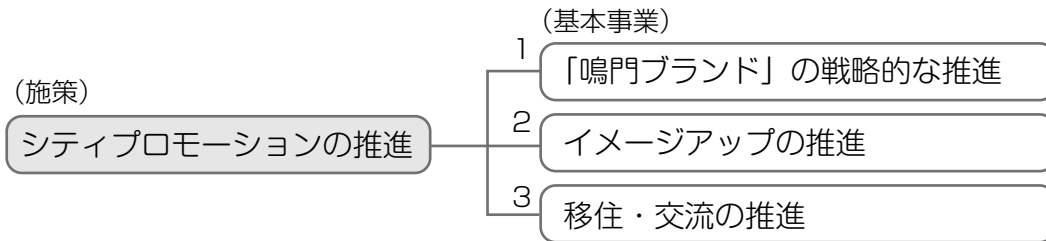
3 今後は、鳴門の「良い物」を発掘しながら、市内外に発信することで交流人口の拡大を図る必要があります。また、鳴門市民が生まれ育った鳴門に愛着を持ち、県外へ就職・進学しても、いずれ鳴門市に帰ってきたいと思えるようなまちづくりを進めるとともに、雇用機会の創出や居住場所の整備など移住しやすい環境を作っていく必要があります。

基本方針

「なると第九」をはじめとする地域資源を活用し、市内外に発信することで、魅力あるまちづくりを進めます。

鳴門市のイメージアップ施策を展開し、訪れてみたい、住んでみたい鳴門をPRしていくとともに、移住しやすい環境を整備し、移住に結び付く情報発信やイベントを通じてUJIターン*を促進するとともに、将来の移住対象となり得る交流人口の拡大をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 「鳴門ブランド」の戦略的な推進

(1) 「なると第九」のブランド化

- ①板東俘虜収容所跡地の遺構を中心に「第九」アジア初演の歴史に関連する資源を適切に保存し、訪れた人々が興味をもてるような整備や、市内全体で「なると第九」をPRする整備、アクセス環境の改善に努めます。
- ②市内の子どもたちが「第九」アジア初演の史実を十分に理解できるように、持続可能な指導体制づくりを行うとともに、次世代の「第九」演奏の担い手育成をめざします。また、後世に文化遺産として「なると第九」を引き継ぎ、市民一人ひとりが「第九」に親しめるような市民啓発の充実をめざします。
- ③「なると第九」ブランドに魅力を感じてもらえるような観光・商工的な事業を行い、これを全国に向けて情報発信することで、認知度の向上、更なる観光客の誘客、地域経済の活性化などをめざします。
- ④第一次世界大戦中のドイツ兵捕虜と地元の人々、また彼らの交流を後世に引き継ぎ発展させた人々への感謝と尊敬の念を表し、次世代育成を見据えながら、国内外に向けて「なると第九」の意義を発信するような演奏会などをめざします。

(2)地域資源のブランド化

- ①捕虜となったドイツ兵が板東俘虜収容所で過ごした約3年間に作成し、現代に残されているさまざまな資料の価値を世界に周知することで、友愛の精神とともに、平和の尊さを広く発信していくため、板東俘虜収容所関係資料のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録をめざし、申請作業を進めます。
- ②「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた取り組みを、遍路道世界遺産登録推進協議会と連携して推進します。さらに、四国遍路日本遺産協議会が取り組む日本遺産魅力発信推進事業とも連携を図り、「四国遍路」のブランド化を進めます。

(3)優れた人材等の活用

市から輩出されている数多くの世界レベルの選手等を活用し、市のPRを図るとともに、地域にいる優れた人材を発掘し、活用できる体制整備を検討します。

2 イメージアップの推進

(1)イメージアップの推進

鳴門市をPRするポスターやカレンダーなどのほか、プロモーションサイトなどの作成、動画の配信やイルミネーションの実施など、多様なツールを利用して鳴門市のイメージアップを図ります。

(2) イベント開催の促進及び誘致

鳴門で行うイベントでの周知のための支援を行うなど、集客力の向上を図ります。また、大型イベント等の誘致を検討します。

3 移住・交流の推進

(1) 移住の促進

地域を挙げて移住を促進する体制を整備しながら、効果的な移住情報の発信や移住体験機会の提供により鳴門市の良さを伝えるとともに空き家バンク等の移住に対する支援や移住者のネットワークの構築など、定住に向けたサポートを行います。

(2) 交流促進

本市で委嘱している地域おこし協力隊員の地域資源の発掘・活用、農漁業の応援などの地域活動を起点とし、地域外の人材を積極的に受け入れ地域内外の交流を行うことで、地域活性化を図るとともに、将来的な地域への定住・定着を推進します。

(3) 政府機関等の誘致

徳島県と連携して、政府機関等の誘致を推進し、鳴門市への新たな人の流れを創出します。

(4) ネットワークづくりの支援

節目の年齢を迎える年代の同窓会開催を支援するなど、鳴門で暮らす人と鳴門から出て仕事をしている人も、ふるさと鳴門で再会してもらうことで、市のPRやネットワークづくりを行います。



ドイツ館のイルミネーション



ベートーヴェン第九交響曲演奏会

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

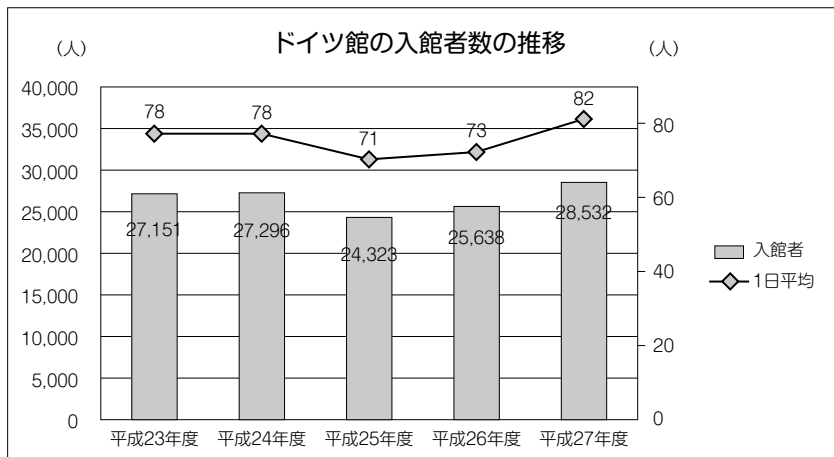
(3)国際・国内交流

03 国際・国内交流の推進

～人と文化が交流し、にぎわいあふれるまち～

現況と課題

- 1 本市の国際交流は、昭和49年（1974年）にドイツ・リューネブルク市と姉妹都市盟約を締結、親善使節団を相互に派遣するなど、活発な交流を行ってきました。平成25年（2013年）からは、リューネブルク市との親善使節団相互派遣に青少年相互派遣事業を加え、両市の青少年がホームステイや学校訪問を通じた国際交流を行っています。また、平成11年（1999年）には、中国・山東省青島市と友好交流意向書を、平成23年（2011年）には、中国・湖南省張家界市と友好都市提携を締結しました。今後は、これまでの交流の充実を図るとともに、地域の活性化につながるような新たな交流について検討を進めていく必要があります。
- 2 国内では、昭和55年（1980年）に群馬県桐生市と親善都市の盟約を、平成11年（1999年）には福島県会津若松市と親善交流書を、平成15年（2003年）には沖縄県上野村（合併により現在は宮古島市）と親善交流意向書を締結し、市民・民間団体・行政が一体となった交流を進めてきました。今後も幅広い交流活動を推進することにより、青少年の育成や新たなまちの魅力づくりなど、地域間交流を通じて地域の活性化を図っていくことが重要です。
- 3 歴史ある有意義な国際・国内交流を今後も継続していくためには、市民と行政が連携して交流活動を発展させていく必要があります。これまでも、鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの組織が独自の活動を展開しながら、国内外の都市と市民レベルでの交流を推進しており、市民の交流活動はますます広がりを見せています。今後は、市民・民間団体・行政が協働しながら、いかに持続可能な交流活動を展開し、地域の活性化につながるような交流を推進していくかが課題となっています。
- 4 ドイツ館については、ドイツ兵捕虜との交流という本市固有の史実を背景に、市内外の人々の国際交流に対する意識啓発に寄与してきました。平成18年（2006年）度から、指定管理者制度を一部導入し、平成24年（2012年）度からは賀川豊彦記念館との一体管理を導入したことにより、さらにサービスの向上等を図っています。また、平成28年（2016年）からは、徳島県と共同でドイツ館所蔵資料を中心とする「板東俘虜収容所関係資料」をユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録に向けた取り組みを開始しています。今後とも日独交流の中核施設として、また、観光施設としてさらに充実していく必要があります。

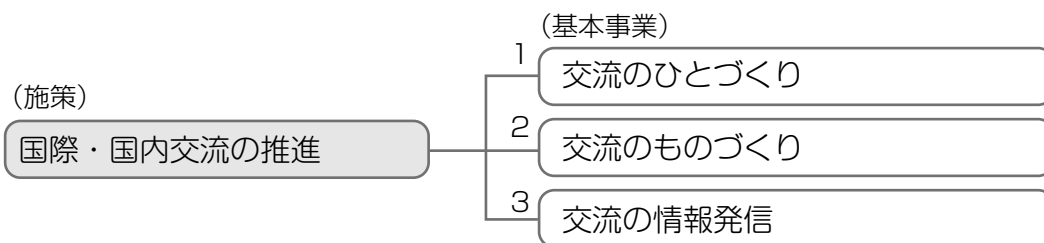


(資料：文化交流推進課)

基本方針

本市の歴史と伝統に培われた文化を基盤とした地域の発展や産業の振興のため、姉妹都市や親善都市と人・もの・情報の交流を積極的に推進することにより、国際感覚や郷土愛、思いやりなど市民の心の成長に寄与するとともに、市民主導の交流によるまちづくりをめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 交流のひとづくり

(1)市民参加・市民主導の交流事業の推進

鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの自発的な交流団体を支援・育成するとともに、協働による交流事業を推進し、より多くの市民が交流に参加できるよう努め、交流のさらなる発展をめざします。

また、外国語講座や外国人のための日本語講座、国際交流員による出前講座の実施などの市民が参加できる交流事業を支援することにより、市民一人ひとりが国際感覚を身につけ、心豊かな市民生活が送れるような環境づくりを進めます。

(2)ボランティアの支援

通訳、観光ガイド、ホームステイの受け入れなどの市民ボランティアを支援し、交流環境の基盤整備を進めます。

(3)教育交流の推進

友好関係にある国内外の都市にある学校同士が連携した教育交流活動を積極的に支援します。リューネブルク市との親善使節団相互派遣とあわせて両市の青少年がホームステイや学校訪問を通じた国際交流の機会を創出する青少年相互派遣事業を実施するなど、外国や他地域の文化、生活の違いなどに対する理解と共感を深め、自分たちの住むまちの歴史や伝統を再認識するなど、次代を担う子どもたち、若者たちの心豊かな人間形成を図ります。

2 交流のものづくり

(1)ドイツ館の充実

- ①日独国際交流の中核施設として必要な基盤整備を進めます。さらに、ドイツ村公園や「道の駅*」などの周辺施設とあわせた一体的な観光交流拠点として展示、設備などの充実に努めます。
- ②さまざまな研究機関や団体、国際交流ネットワークと連携し、ドイツ兵捕虜に関する資料の収集や調査研究及び成果の発表に努めます。また、所蔵資料のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録に向けた取り組みを進めるとともに、有識者等の意見をふまえながら資料の保存方法を検討します。
- ③指定管理者や関係団体、ボランティアなどとの連携によるイベントの開催、インターネットや広報誌などによる情報提供やドイツ館報「ルーエ」等の発行などにより積極的な情報発信に努めます。
- ④板東俘虜収容所でのドイツ兵捕虜との交流の史実を、国際理解教育、人権教育の教材として位置づけ、学習の場としての活用を推進します。

(2)交流環境の整備

- ①外国語表記の案内板の整備やガイドブックの作成など、外国人に対する居住・訪問環境を整備するとともに、市公式ウェブサイトの一部外国語表記や外国語による生活・観光情報の提供に努めます。
- ②友好親善関係にある都市との交流を、経済をはじめとするさまざまな分野に結び付けていくための環境整備に努めます。
- ③地域の活性化につながるような、新たな国際交流の輪を広げるために検討を進めます。

(3)文化芸術交流の推進

これまでの親善交流をさらに充実させるため、民間団体等と連携しながら「第九」演奏会やリューネブルク市との絵画交流など文化芸術分野での相互交流事業を推進します。

3 交流の情報発信

(1)交流活動情報の受発信の推進

広報やマスコミ等のメディアを活用し、交流活動を国内外に発信するとともに、交流都市の情報の収集・提供に努め、市民の交流活動への参加を促進します。

(4)文化財

04 文化財の保護と活用

～鳴門の歴史を守り、伝承する心を育てるまち～

現況と課題

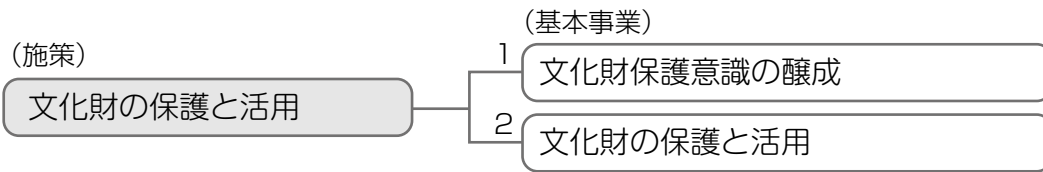
- 1 本市には、国指定文化財 8 件、県指定文化財 13 件、市指定文化財 54 件、国登録有形文化財 22 件の計 97 件の指定・登録文化財が所在します。この中には、江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財「福永家住宅」や、前方後円墳が段階的に発展していく過程が理解できる国指定史跡「鳴門板野古墳群」、大正時代にドイツ兵捕虜と地域住民との間で異文化交流が活発におこなわれた「板東俘虜収容所跡」等、さまざまな時代のロマンを感じ取ることができる文化財が数多く残っています。また、最近の動きとしては、四国 4 県と関係市町が共同した「四国八十八箇所霊場と遍路道」や、徳島県と兵庫県が共同した「鳴門海峡の渦潮」のユネスコ世界遺産登録のほか、徳島県と本市が共同した「板東俘虜収容所関係資料」のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録に向けた取り組みを行っています。
- 2 文化財は長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産であり、これらを保存整備し、次の世代に確実に継承していくことが我々の務めです。また、人間性の喪失や倫理観の欠如など、人間としてのあり方が問われている今日、文化財を保護・保存し、活用することが心のゆとりや地域の再認識につながる重要な役割を果たすものです。
- 3 地域ごとに特色ある魅力を持つ本市において、文化財にもその地域的魅力が顕著に表れています。魅力ある文化財にふれることは豊かな感性を芽生えさせるとともに、郷土を愛する意識を醸成させます。しかし、今まで以上に、市民が身近な場で文化財に接することができ、地域に根ざした個性豊かな文化財保存継承活動が行える環境を整備していくためには、文化財管理体制の充実を図ることが重要な課題となります。
- 4 埋蔵文化財に関しては、平成 18 年（2006 年）度に作成された徳島県遺跡地図をもとに、地域開発との調和を図りながら、保存体制を強化する必要があります。

基本方針

地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護管理と活用を進め、保護意識の高揚を図るとともに、貴重な共有財産として地域住民とともに次世代に継承することができる環境整備を進めます。国指定文化財となりうるものについては、積極的な調査により価値付けを進めるとともに申請に向けた取り組みを進めます。

また、市域に残る文化財の基礎調査も継続的に実施し、県及び市指定文化財の対象となる物件の抽出を行い、順次指定していきます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 文化財保護意識の醸成

文化財保護活用団体の育成と充実を図り、地域的特色を反映した財産としての認識を深め、愛着を持ってもらうための環境整備を進めます。また、「四国八十八箇所霊場と遍路道」や「鳴門海峡の渦潮」のユネスコ世界遺産登録のほか、「板東俘虜収容所関係資料」のユネスコ「世界の記憶（記憶遺産）」登録については、県や関係市町と連携して推進します。

2 文化財の保護と活用

(1)文化財調査と資料収集

文化財の保護・活用を推進するため、基礎資料の収集・整備に努めるとともに、有形資料の収集も進めます。また、「板東俘虜収容所跡」など貴重なものについては、文化財指定を視野に入れた基礎調査及び資料の充実を図ります。

(2)文化財の保護管理と整備活用

- ①指定文化財の状況調査を行い、適切な保護管理に努めるとともに、地域に調和した整備・活用の方法を検討します。また、基礎調査により価値があると認められたものについては、指定文化財として保護するとともに、地域に根ざした活用方法を研究していきます。
- ②文化財の公開・活用を図るため、公共施設等を利用した公開や県教育委員会及び文化財保護団体との連携を進めます。また、文化財の性質に応じて多様な公開と活用の場の創出を図ります。
- ③「福永家住宅」や「鳴門板野古墳群」などの指定文化財については、観光や文化交流及び地域活動の拠点として整備を進め活用を図ります。

(3)埋蔵文化財の保護

地域開発との調和を図り、円滑な保護体制の充実に努めます。



国指定重要文化財「福永家住宅」公開の様子